

紀美野町第2回定例会会議録

令和3年6月22日（火曜日）

○議事日程（第3号）

令和3年6月22日（火）午前9時02分開議

- 第 1 諮問第 5 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 第 2 議案第 7 2 号 農業委員会委員の任命の同意について
- 第 3 議案第 7 3 号 農業委員会委員の任命の同意について
- 第 4 議案第 7 4 号 農業委員会委員の任命の同意について
- 第 5 議案第 7 5 号 農業委員会委員の任命の同意について
- 第 6 議案第 7 6 号 農業委員会委員の任命の同意について
- 第 7 議案第 7 7 号 農業委員会委員の任命の同意について
- 第 8 議案第 7 8 号 農業委員会委員の任命の同意について
- 第 9 議案第 7 9 号 農業委員会委員の任命の同意について
- 第10 議案第 8 0 号 農業委員会委員の任命の同意について
- 第11 議案第 8 1 号 農業委員会委員の任命の同意について
- 第12 議案第 8 2 号 農業委員会委員の任命の同意について
- 第13 議案第 8 3 号 農業委員会委員の任命の同意について
- 第14 議案第 8 4 号 農業委員会委員の任命の同意について
- 第15 議案第 8 5 号 農業委員会委員の任命の同意について
- 第16 議案第 5 6 号 行政手続等の押印の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例
の制定について
- 第17 議案第 5 7 号 紀美野町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 第18 議案第 5 8 号 紀美野町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
の一部を改正する条例について
- 第19 議案第 5 9 号 紀美野町手数料条例の一部を改正する条例について
- 第20 議案第 7 1 号 工事請負契約の変更について
- 第21 議案第 6 4 号 令和3年度紀美野町一般会計補正予算（第2号）について
- 第22 議案第 6 5 号 令和3年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算
（第1号）について

第 2 3 議案第 6 6 号 令和 3 年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
について

第 2 4 議案第 6 7 号 令和 3 年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
について

第 2 5 議案第 6 8 号 令和 3 年度紀美野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1
号）について

第 2 6 議案第 6 9 号 令和 3 年度紀美野町東部簡易水道事業特別会計補正予算（第 1
号）について

第 2 7 議案第 7 0 号 令和 3 年度紀美野町西部簡易水道事業会計補正予算（第 1
号）について

第 2 8 発委第 2 号 紀美野町議会会議規則の一部を改正する規則について

第 2 9 発委第 3 号 新型コロナウイルス感染症対策として医療・介護従事者への支
援等を求める意見書案について

第 3 0 閉会中の継続調査の申し出について
(総務文教常任委員会)
(産業建設常任委員会)
(議会運営委員会)
(議会活性化特別委員会)
(広報編集特別委員会)

○会議に付した事件

日程第 1 から日程第 3 0 まで

○議員定数 1 2 名

○出席議員

議席番号	氏 名
1 番	桐 山 尚 己 君
3 番	藤 井 基 彰 君
4 番	上 柏 皖 亮 君
5 番	七良浴 光 君

6番	田代哲郎君
7番	西口優君
8番	北道勝彦君
9番	向井中洋二君
10番	美野勝男君
11番	美濃良和君
12番	伊都堅仁君

○欠席議員

2番	廣瀬隆一君
----	-------

○説明のため出席したもの

職名	氏名
町長	寺本光嘉君
副町長	小川裕康君
教育長	東中啓吉君
消防長	家本宏君
総務課長	坂詳吾君
企画管財課長	中前貴康君
住民課長	東浦功三君
税務課長	坂昌美君
保健福祉課長	森谷善彦君
産業課長	吉見將人君
建設課長	米田和弘君
教育次長	曲里充司君
会計管理者	太田具文君
水道課長	長生正信君
まちづくり課長	湯上増巳君
美里支所長	(湯上増巳)君
代表監査委員	菊本邦夫君

○欠席したもの

な し

○出席事務局職員

事 務 局 長 井戸向 朋 紀 君
事 務 局 書 記 西 本 貴 哉 君

開 議

○議長（伊都堅仁君） 皆さん、おはようございます。

廣瀬議員から、欠席届が出ていますので報告します。

これから本日の会議を開きます。

（午前9時02分）

本日、委員会から発委第2号及び発委第3号が提出されました。これらを本日の日程に追加し、議案説明後、審議、採決を行うことになりましたので報告し、御了承を願います。

それでは、日程に入ります。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（伊都堅仁君） 日程第1、諮問第5号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて議題とします。

本件については、質疑及び討論を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、質疑及び討論は省略することに決定しました。

お諮りします。

本件については、「適任」として答申したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、本件については、「適任」として答申することに決定しました。

◎日程第2 議案第72号 農業委員会委員の任命の同意について

○議長（伊都堅仁君） 日程第2、議案第72号、農業委員会委員の任命の同意について議題とします。

これから質疑を行います。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　　これで質疑を終わります。

これから議案第 7 2 号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　　これで討論を終わります。

これから議案第 7 2 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は同意することに賛成の方は起立を願います。

（起立多数）

○議長（伊都堅仁君）　　起立多数です。

したがって、議案第 7 2 号は同意することに決定しました。

◎日程第 3　議案第 7 3 号　農業委員会委員の任命の同意について

○議長（伊都堅仁君）　　日程第 3、議案第 7 3 号、農業委員会委員の任命の同意について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　　これで質疑を終わります。

これから議案第 7 3 号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　　これで討論を終わります。

これから議案第 7 3 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は同意することに賛成の方は起立を願います。

（起立多数）

○議長（伊都堅仁君）　　起立多数です。

したがって、議案第 7 3 号は同意することに決定しました。

◎日程第 4 議案第 7 4 号 農業委員会委員の任命の同意について

○議長（伊都堅仁君） 日程第 4、議案第 7 4 号、農業委員会委員の任命の同意について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから議案第 7 4 号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで討論を終わります。

これから議案第 7 4 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は同意することに賛成の方は起立を願います。

（起立多数）

○議長（伊都堅仁君） 起立多数です。

したがって、議案第 7 4 号は同意することに決定しました。

◎日程第 5 議案第 7 5 号 農業委員会委員の任命の同意について

○議長（伊都堅仁君） 日程第 5、議案第 7 5 号、農業委員会委員の任命の同意について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから議案第 7 5 号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで討論を終わります。

これから議案第 7 5 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は同意することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立多数）

○議長（伊都堅仁君） 起立多数です。

したがって、議案第 7 5 号は同意することに決定しました。

◎日程第 6 議案第 7 6 号 農業委員会委員の任命の同意について

○議長（伊都堅仁君） 日程第 6、議案第 7 6 号、農業委員会委員の任命の同意について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから議案第 7 6 号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで討論を終わります。

これから議案第 7 6 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立多数）

○議長（伊都堅仁君） 起立多数です。

したがって、議案第 7 6 号は同意することに決定しました。

◎日程第 7 議案第 7 7 号 農業委員会委員の任命の同意について

○議長（伊都堅仁君） 日程第 7、議案第 7 7 号、農業委員会委員の任命の同意について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　　これで質疑を終わります。

これから議案第 77 号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　　これで討論を終わります。

これから議案第 77 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立多数）

○議長（伊都堅仁君）　　起立多数です。

したがって、議案第 77 号は同意することに決定しました。

◎日程第 8　議案第 78 号　農業委員会委員の任命の同意について

○議長（伊都堅仁君）　　日程第 8、議案第 78 号、農業委員会委員の任命の同意について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　　これで質疑を終わります。

これから議案第 78 号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　　これで討論を終わります。

これから議案第 78 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立多数）

○議長（伊都堅仁君）　　起立多数です。

したがって、議案第 78 号は同意することに決定しました。

◎日程第 9 議案第 79 号 農業委員会委員の任命の同意について

○議長（伊都堅仁君） 日程第 9、議案第 79 号、農業委員会委員の任命の同意について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから議案第 79 号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで討論を終わります。

これから議案第 79 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立を願います。

（起立多数）

○議長（伊都堅仁君） 起立多数です。

したがって、議案第 79 号は同意することに決定しました。

◎日程第 10 議案第 80 号 農業委員会委員の任命の同意について

○議長（伊都堅仁君） 日程第 10、議案第 80 号、農業委員会委員の任命の同意について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから議案第 80 号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　　これで討論を終わります。

これから議案第８０号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は同意することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立多数）

○議長（伊都堅仁君）　　起立多数です。

したがって、議案第８０号は同意することに決定しました。

◎日程第１１　議案第８１号　農業委員会委員の任命の同意について

○議長（伊都堅仁君）　　日程第１１、議案第８１号、農業委員会委員の任命の同意について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　　これで質疑を終わります。

これから議案第８１号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　　これで討論を終わります。

これから議案第８１号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立多数）

○議長（伊都堅仁君）　　起立多数です。

したがって、議案第８１号は同意することに決定しました。

◎日程第１２　議案第８２号　農業委員会委員の任命の同意について

○議長（伊都堅仁君）　　日程第１２、議案第８２号、農業委員会委員の任命の同意について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　　これで質疑を終わります。

これから議案第８２号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　　これで討論を終わります。

これから議案第８２号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は同意することに賛成の方は起立を願います。

（起立多数）

○議長（伊都堅仁君）　　起立多数です。

したがって、議案第８２号は同意することに決定しました。

◎日程第１３　議案第８３号　農業委員会委員の任命の同意について

○議長（伊都堅仁君）　　日程第１３、議案第８３号、農業委員会委員の任命の同意について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　　これで質疑を終わります。

これから議案第８３号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　　これで討論を終わります。

これから議案第８３号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立を願います。

（起立多数）

○議長（伊都堅仁君）　　起立多数です。

したがって、議案第 8 3 号は同意することに決定しました。

◎日程第 1 4 議案第 8 4 号 農業委員会委員の任命の同意について

○議長（伊都堅仁君） 日程第 1 4、議案第 8 4 号、農業委員会委員の任命の同意について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから議案第 8 4 号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで討論を終わります。

これから議案第 8 4 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立を願います。

（起立多数）

○議長（伊都堅仁君） 起立多数です。

したがって、議案第 8 4 号は同意することに決定しました。

◎日程第 1 5 議案第 8 5 号 農業委員会委員の任命の同意について

○議長（伊都堅仁君） 日程第 1 5、議案第 8 5 号、農業委員会委員の任命の同意について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから議案第 8 5 号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　　これで討論を終わります。

これから議案第 85 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立多数）

○議長（伊都堅仁君）　　起立多数です。

したがって、議案第 85 号は同意することに決定しました。

◎日程第 16　議案第 56 号　行政手続等の押印の見直しに伴う関係条例の整理に関する
条例の制定について

○議長（伊都堅仁君）　　日程第 16、議案第 56 号、行政手続等の押印の見直しに
伴う関係条例の整理に関する条例の制定について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　　これで質疑を終わります。

これから議案第 56 号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　　これで討論を終わります。

これから議案第 56 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　　異議なしと認めます。

したがって、議案第 56 号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 17　議案第 57 号　紀美野町個人情報保護条例の一部を改正する条例について

○議長（伊都堅仁君）　　日程第 17、議案第 57 号、紀美野町個人情報保護条例の
一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　　これで質疑を終わります。

これから議案第５７号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　　これで討論を終わります。

これから議案第５７号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　　異議なしと認めます。

したがって、議案第５７号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１８　議案第５８号　紀美野町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する
条例の一部を改正する条例について

○議長（伊都堅仁君）　　日程第１８、議案第５８号、紀美野町個人番号の利用及び
特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　　これで質疑を終わります。

これから議案第５８号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　　これで討論を終わります。

これから議案第５８号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　　異議なしと認めます。

したがって、議案第５８号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 19 議案第 59 号 紀美野町手数料条例の一部を改正する条例について

○議長（伊都堅仁君） 日程第 19、議案第 59 号、紀美野町手数料条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

11 番、美濃良和君。

（11 番 美濃良和君 登壇）

○11 番（美濃良和君） おはようございます。

若干お聞きしときます。この条例の改正というのが、議会議案の 21 ページの左 14、こここのところである行政手続に関する特定の個人の識別するための番号、これが 500 円というものがなくなるということなんですよ。

それから、もう 1 点。これは何ページですか、30 ページ、ここで 30 ページの 14 で、番号利用法第 2 条第 7 項の規定に基づく個人番号カードの再交付の 800 円と、こここのところが抹消されてるということ、こういうことなんですけども、これについての御説明をお願いしたいと思います。

（11 番 美濃良和君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） 住民課長、東浦君。

（住民課長 東浦功三君 登壇）

○住民課長（東浦功三君） おはようございます。美濃議員の質疑にお答えしたいと思います。

第 1 条で改正するのは、個人番号の通知カードの再発行の手数料条例の廃止でございます。これについては、昨年度中にデータ手続法の改正に伴って、通知カードのほうもう廃止をされております。ですので、もう再発行の行為がもうありません。ですので、今回の条例改正で廃止するものでございます。ですので、この第 1 条については、施行が公布の日からとさせていただきます。

第 2 条の改正につきましては、個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードの再交付に係る手数料の規定の廃止でございます。これについては、令和 3 年の 9 月 1 日をもって、発行主体が市町村であったところから地方公共団体情報システム機構、いわゆる J-LIS に変更をされます。ですので、J-LIS のほうで再発行の手数料を徴収するという形になります。ですので、町の一般会計にその再発行手数料は収入されませんので、条例規定がなくなりましたので廃止をするということで、この第 2 条については、

9月1日からの施行ということになってます。

以上でございます。

(住民課長 東浦功三君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 町が再発行しておったのが、これはJ-LISと言われましたか、これについてもう少し説明していただくのととも、情報がこれによって流出と、そういうふうなところの心配がないのかどうか、その辺についての確認をしたいと思います。何にしても、町にはプライバシーの保護に関する条例があるわけでございますけれども、それは主に町の中に関するところと書かれているように思います。そういうふうなところで、ここのところ、そういう民間に任せていった場合にどうなっていくのか。民間ですか、J-LIS。それについての説明もお願いしたいんですけれども、そういうふうなところで、今後の町民のプライバシーの保護の観点から確認をしたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 住民課長、東浦君。

○住民課長（東浦功三君） 美濃議員の再質疑にお答えしたいと思います。

まず、J-LISという機関の説明をさせていただきます。地方公共団体システム機構、これJ-LISというのは、地方公共団体情報システム機構法に基づき、地方公共団体が共同して運営する組織として、2014年4月1日に設立をされております。この機構は、主にマイナンバー制度関連システムの構築、それから地方公共団体の情報化推進を支援するための機関でございます。主に住民基本台帳ネットワークシステム、自治体中間サーバープラットフォーム、それから公的個人認証サービス、コンビニ交付サービス、マイナンバーカードの発行、更新等に関する各種システム等の行政サービスを支える基盤となる各種システムの運用を行っております。民間企業ではございません。

それから、情報の流出を御心配されているという御質疑であったと思うんですが、それについてはもう法律で定めておられますので、これについては心配はないと認識しております。同時に町民のプライバシーも、プライバシーというか個人情報も保護されることになります。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） よろしいか。ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから議案第５９号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで討論を終わります。

これから議案第５９号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５９号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第２０ 議案第７１号 工事請負契約の変更について

○議長（伊都堅仁君） 日程第２０、議案第７１号、工事請負契約の変更について
議題とします。

これから質疑を行います。

７番、西口優君。

（７番 西口 優君 登壇）

○７番（西口 優君） おはようございます。

これ、僅かな金額なんやけど、役場が工事内容の変更というのを、役場が出しているのかどうかというのが尋ねたいと思います。このぐらいで大まかに工事の変更はなかろうと思うんですけど、その辺をもう少し詳しく説明願いたいと思います。

（７番 西口 優君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） 建設課長、米田君。

（建設課長 米田和弘君 登壇）

○建設課長（米田和弘君） おはようございます。

西口議員の御質疑にお答えしたいと思います。

今回、変更契約ということで、１３２万７,７００円の増額となっております。この部分につきましては、工事発注した後、当初の設計どおりに事業が進んでいけば変更の必要はないんですけども、事業を進める中で、現場のほうを確認して行いましたと

ころ、伐木の処分料をという部分が一番大きい部分なんですけれども、そこで設計金額ベースで68万円、土工ということで基礎地盤なんですけれども、その部分の、当初改良材による地盤改良を行っておったんですけれども、それでは基礎地盤の支持力が補えないということで、その部分を人工岩盤とすることで強度を高めたということになっております。それも、担当者のほうが現地において確認した上で設計を組んで、工事を発注してございます。

以上でございます。

(建設課長 米田和弘君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 7番、西口優君。

○7番（西口 優君） 雑木の廃棄費用とか地盤改良、その最初の入札というのはあるわけやしよな。最初の入札は何やったんよって、こういうふう思うんですよ。入札をして、そうして、たとえ木の廃棄処分代というのも入札に含まれているわけやしよな。そういうのが後で何か出てきたとか、土地改良云々って、そんなこと言うてたら、当初の入札というのは、ほなどこにあんのよって。後で追加費用がかかるから、これだけ補正組んでくださいとかって、そなん入札じゃないん違うか。こういうふう思うんやけど。本来、簡単につて入札で、ここ、こなんしたほうがいい、あなんしたほうがいいって、そなん最初から設計に入ってなければいかん。後でどうこうという話と違うと思うんやけど。ほな最初役場発注したときに、そういうのはもう計画に入ってなければいかんと思うんやけど。それでないと、例えば硬い石が出てきたから追加で金出してくれよって、そなん入札でも何でもないん違うか。最初の入札がやで。だから、そういう姿勢に問題があるんじゃないかと思うんやけど、その点の考え、もう一回聞かせてくれ。

○議長（伊都堅仁君） 建設課長、米田君。

○建設課長（米田和弘君） 西口議員の再質疑にお答えいたします。

この釜滝柴目線の道路改良工事につきましては、設計コンサルタント業者がいろんな調査を行いまして、その時点では、設計時点ではベストな数量で設計されておるものと認識しております。ただし、地面の下にある部分につきましては、実際には掘削してみても初めて分かる部分等々もございます。それについては、実際、変更というのはあり得るかなとは思いますが、ただ、伐木の処分につきましては、当初先般の変更契約でもございましたが、ここの部分につきましては、初めて釜滝柴目線工事する年度でもありまし

て、実際見込みが甘かったということが大きな原因となっております。

そういった部分も踏まえまして、今後、今までの工事で得ましたデータを踏まえて、設計、積算の精度は上げていくように、十分注意して進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 休憩します。

休 憩

（午前9時30分）

再 開

○議長（伊都堅仁君） 再開します。

（午前9時30分）

○7番（西口 優君） よろしいですか。例えば地面の中のことは分らん。それは確かにそうやろ。だけど、地面の中でたとえ硬い石が出て来ても、受ける受けやんというのは業者の責任やっしょ。業者が石が出てきたからとか、木の株が大きかったから追加してくれよって、そんな話はないわけやっしょ。本来は業者が受けたら、たとえ100万円で受けて200万円かかっても、それは業者の責任ですべき問題なんよ。それを後でまた追加で金出してくれよというのあったら、そしたら最初の入札は何だったんだと、そうなるのが当たり前やっしょ。本来、工事が短期間に変更あったら、役場の設計ミスになる。そして受けた側で費用がかかるというのは、それは業者の責任やっしょ。本来そういうふうには、責任の所在をはっきりしとくのが当たり前やって、幾らかかってもかからんでも、それは入札で受けた業者が自分の責任で判断すべきであって、こんな役場へ追加で金が要るからって、こんなあったら入札の制度自身がちょっと問題起こってくるんじゃないか。こういうふうに思うんやけど、そういうふうな部分をもう少し考える必要があるんじゃないか、こういうふうに思うので、再度の答弁を求めます。

○議長（伊都堅仁君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 西口議員の御質疑にお答えをいたしたいと思います。

今回のこの柴目釜滝線、これにつきましては、山をカットしていくということで綿密な調査もしてるわけですが、しかし思わぬ工法の変更と。といいますのは、先ほどから課長が申し上げましたとおり、予想以上の軟弱な地盤が出てきたと。したがって、

その工法ではこれはもたない。そうした結果が現場で出された。その中での工法変更による、何というんですか、契約変更でございますんで、これは通常の工法どおりやって、そしてした場合は、議員おっしゃるとおりその業者の責任やないかと、こうなるわけでございますが、もともとのその工法が変わってきたということの中での変更でございますので、ひとつ御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 休憩します。

休 憩

（午前9時34分）

再 開

○議長（伊都堅仁君） 再開します。

（午前9時37分）

○議長（伊都堅仁君） ほかに質疑ありませんか。

11番、美濃良和君。

（11番 美濃良和君 登壇）

○11番（美濃良和君） 若干、お聞きしときます。

この線については、非常にもう今回設計変更という形になってきているわけですね。3回とも雑木の関係のところが出てますけれども、初め何ですか、国の基準というのがあって1平米何本と、そういうのがあるんだよということをお聞きしたんですけど、それがあってきてるんですから、それ自体が間違っていると。その1平米何本という国の計算の式になる、そののところについてはどうであるんか、お聞きしたいと思います。

それから、この工事について当然ボーリング調査をしてると思うんですけども、その辺のところはどうであったのか、そのことについてもお聞きしたいと思います。

（11番 美濃良和君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） 建設課長、米田君。

（建設課長 米田和弘君 登壇）

○建設課長（米田和弘君） 美濃議員の御質疑にお答えいたします。

今、雑木の伐採処分料につきましては、ここの部分につきましては2,000平方メートルの部分で、これは前にもちょっとちらっと申しましたが、数量というのは、

担当者の目測で計上していたというようなことになります。それで実際、雑木については保証対象外になりますので、1本1本、本数を数えたりはできてません。ですから、その分で今回実績のほうで差が生じたということで、今後の工事につきましては、今まで2回の工事で得ました数量を参考に、設計制度を上げていきたいと思っております。

それと、ボーリング調査というのもコンサルタント業者が行っております。それで、その今回の箇所につきましては盛土工事になります。延長約80メートル、高さ約20メートルといったような、かなり大きな盛土工事になりますので、その部分の基礎部の地盤改良なんですけれども、その機構測量による土質試験の結果、改良材で当初やっていく予定やったんですけれども、改良材では十分な強度が確保できないと、そういった大層な盛土になってきますので、それでコンクリートを入れて人工岩盤とすることで、基礎地盤の支持力を補う工法への変更を行ったものでございます。

以上でございます。

(建設課長 米田和弘君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君)

11番、美濃良和君。

○11番 (美濃良和君)

先ほど西口議員も不思議に思われたと。恐らくこれを聞くと、町民の皆さん方もどうなってるんよということになるかというふうに思います。それで、やはりこういうことで設計をして、その金額をはじき出して、その基に縦覧をしてもらって、その上で業者が入札の応札をしていくわけですね。そういうふうなことで、そのところがきっちりしていくということが、やっぱり紀美野町にとって、今までのいろんな不祥事が言われましたけれども、それを払拭していく上でも大事かというふうに思うんです。今、目測で木の雑木の面積を判断して、それに係数というんですか、そんなものを掛けて、はじき出して設計したんだと。これについては、町がやらなあかんということなんですけれども、これはそういうふうに甘いものなんですか。本当に甘かったというふうに、どういうふうな、やはり今までこういう入札はなかったんですか。今まで面積を、雑木が何本あるかということについて、当然、前のときにもお答えくださいましたけれども、その1本1本数えるものではないと、こういうふうに前に答弁されたわけなんですけれども、そうであるならば、今言われたところの面積掛ける何本という計算方法があるんだというならば、そのところのしっかりせねばならんかというふうに思うんですけれども、それについて、もう一度お聞きしたいと思います。

それから、ボーリング、これはやったんですよ。そのところでの結果と、それから今言われたところの地盤が弱かったというふうなところの、その調査とそれが実際にそうならなかったということについてですけど、もう一度、分かるように説明願いたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 建設課長、米田君。

○建設課長（米田和弘君） 美濃議員の再質疑にお答えいたします。

伐木の処分につきましては、幹の部分、根の部分もございます。それで、面積というんですか、伐木の範囲でしか1本1本、本数を数えてるわけではないので、当初の設計では積算せざるを得なかったという辺りを、ちょっと御理解いただきたいなと思ってございます。そういった部分も踏まえまして、しっかりした数字というのを、今回の工事で得た数字を今後生かしてまいりたいと思っております。

それと、補強土壁工の基礎部の地盤改良につきましては、現地調査、測量やっております中で、設計当初ではコンサルタントの指示によりまして、セメント系の固化材、いわゆる地盤改良材ですね、混合して基礎地盤を補強させる計画であったんですけども、今その部分につきましては、谷あいということもあります。そういった部分で、思いもよらない水も出てきたということもありまして、結構その部分で軟弱な土であったということで、結果、基礎部に改良材では利用できる部分ではないと判断したため、置き換えコンクリートによる人工岩盤とすることによって支持力を上げたいということで、安全性も鑑みて、そういった工法に変更したものでございます。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 今、雑木の目測と、それから要するに本数ですね、そういうことについて、これからやるぐらいかということなんですけども、今後こういうことがあったら、やっぱりどうなってるんよというのが、町民の皆さん方から、ご批判のもとになると思うんです。そういう面で、具体的にはどういうふうに、この雑木等を測っていくのか、その辺はどのように考えておられるんですか。もう3回目ですからね。もう一度、その点についてお願いしたいと思います。

それから、ボーリング調査で、一応そういう凝固剤ですか、入れれば何とかかなると思ったのが、そうはいかんかったと。しかし、それについては、やっぱり西口議員も言われましたけども、その設計をしてきたその業者の責任というのはないんですか。それ

についてもお聞きしたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 建設課長、米田君。

○建設課長（米田和弘君） 美濃議員の再々質疑にお答えいたします。

伐木の今後の積算の方法なんですけれども、2回の工事で得られた実績で、その根及び幹の数量をはじいていきたいと思います。といいますのも、同じような沿線でございますので、これからも伐木の処分というのが必要になろうかと思います。この2つの工事で得られた数字を今後の伐木の処分料として、積算、設計してまいりたいと思いますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

それと地盤調査の件なんですけれども、測量設計のコンサルタント業者の不手際ではないかというようなこともおっしゃっておられた質疑だったかと思います。測量設計コンサルタント業者につきましては、その調査する場所を全て掘削して調査するわけではございません。それで、必要なデータ、要所要所を調査するなり、いろんなデータ、その降雨量であったり、そういったものから踏まえた数字によって適正に設計されておるものと認識しておりますが、結果、掘削したときに再度施工業者のほうで検査を行うことによって、安全な工事ができるよう確認していただいております。それを踏まえて、今回変更の工事を発注したものでございます。そういったことで、よろしく御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから議案第71号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで討論を終わります。

これから議案第71号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第71号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第64号 令和3年度紀美野町一般会計補正予算（第2号）について

○議長（伊都堅仁君） 日程第21、議案第64号、令和3年度紀美野町一般会計補正予算（第2号）について議題とします。

これから質疑を行います。

6番、田代哲郎君。

（6番 田代哲郎君 登壇）

○6番（田代哲郎君） おはようございます。

令和3年度一般会計補正予算（第2号）について質疑を行います。人事異動に伴う人件費の計上が多いんですが、その中で人件費の減額補正というのが、結構この補正予算ではあるんで、その点も含めてお聞きします。

まず、説明書の5ページ、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費で、2節の給料891万1,000円の減額補正です。一般職給891万1,000円ということになっています。この人事異動で総務に係る一般職の実態というのはどうなったのか、どうなるというのか、その点についてお聞かせください。

それから8ページ、これも人件費です。3款民生費、2項児童福祉、4目こども園費です。2節の給料190万9,000円の減額補正です。こども園での幼稚園教諭とか保育士の雇用状況というんですか、実態というのはどうなっているのか、答弁を求めます。

同じく8ページ、学童保育費6目です。これは人件費の問題ではありません。14節の6目学童保育費、14節の工事請負費で、110万2,000円の工事請負費が計上されています。野上学童保育所環境整備工事費ということで、110万2,000円ということで、説明あったと思うんですけど、ちょっとどういう内容なんか具体的に説明いただければと、できるだけ具体的に説明いただければと思います。

それから12ページ、6款商工費、1項商工費、2目観光費ですが、12節の委託料で、山の家おいしキャンプ場整備工事設計業務委託料として258万5,000円の計上です。14節工事請負費で、1,412万7,000円、山の家おいしキャンプ場整備工事費です。これ説明があったと思うんですけど、ちょっと内容の具体的な、キャンプ場整備工事の具体的な内容説明をお願いします。

14ページをお願いします。8款の消防費です。これも人件費の減額補正ですけど、1項消防費、1目常備消防費、給料407万1,000円の減額補正で、一般職給の減額補正ということで、この減額補正の内容も説明があったと思うんですけども、ちょっとこれ、もう一度説明をお願いします。

それから15ページ、9款教育費で、教育総務費の事務局費、これも給料224万6,000円の減額補正になってます。これも事務局での職員の一般職の配置状況はどうなっているのか、どうなるのか。

それから16ページの5項保健体育費、保健体育総務費も2節で給料218万2,000円の減額補正となっています。ここについても、一般職の状況について説明をお願いします。

以上です。よろしくお願いします。

(6番 田代哲郎君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) 総務課長、坂君。

(総務課長 坂 詳吾君 登壇)

○総務課長(坂 詳吾君) それでは、私のほうから田代議員の御質疑にお答えいたします。

予算に関する説明書の5ページでございます。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の給料891万1,000円の減額補正となっております。これにつきましては、4月の人事異動に伴います給料の減額ということでございまして、もともと当初予算で18名の一般職給を計上してございましたが、それは新規採用者をここに計上してございましたが、その18人の中から14人に変更ということで、その4人分の減につきましては新規採用者を、各科目に振り割ったということでございます。これで4名の減ということで、891万1,000円の減額ということになってございます。

私からは以上でございます。

(総務課長 坂 詳吾君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) 保健福祉課長、森谷君。

(保健福祉課長 森谷善彦君 登壇)

○保健福祉課長(森谷善彦君) 私からは予算に関する説明書の8ページ、3款民生費、2項4目こども園費の、190万9,000円の減額の内容について御説明いたします。

これについては、保育士1名の産休育休に伴う給与の減額となっております。この1名減ということ、産休育休に伴って減にはなるんですけども、フリーの保育士を配置して、保育士に過度に負担にならないように努めているところでございますので、御理解賜りますようよろしくお願いします。

(保健福祉課長 森谷善彦君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) 産業課長、吉見君。

(産業課長 吉見將人君 登壇)

○産業課長(吉見將人君) それでは、田代議員の御質疑にお答えさせていただきます。

私のほうからは、12ページの6款1項2目の12節委託料、それから14節の工事請負費の生石山のキャンプ場の整備について詳しく説明をさせていただきます。

生石高原につきましては、ソーシャルディスタンスが取りやすく、マイクロツーリズムの普及が進んでおり、近年のアウトドアブームと相まって、生石山のキャンプ場も非常にお客様がよく来られている状況でございます。そういったことの中で、生石山のキャンプ場につきましては、平成4年に開業しまして、その当時は1区画42平米しかございませんでした。しかし、最近のテントの大型化、それから多機能化によって、42平米では非常に狭いという御要望が多く増えてきてございまして、それに伴って、今回1区画を大体50平米から60平米の間にちょっと調整しようかなということで計画をしております。それに伴いまして、面積が不足する分につきましては、今使用していない土地を盛り土地しまして、それから敷地面積を広げた上で面積の確保をする。それから、今まで長いこと車が土の上を走っておりまして、土が凝固しております。それでペグが立たないという問題も発生してますので、その辺も道路とキャンプのテントを張るところをちゃんと区分けして整備して美化して、今後リピーターが戻ってくるような対策ということで、今回提案をさせていただいてございます。

以上でございます。

(産業課長 吉見將人君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) 消防長、家本君。

(消防長 家本 宏君 登壇)

○消防長(家本 宏君) それでは、予算に関する説明書14ページ、8款消防費、1項消防費、1日常備消防費の中の給料の減額に関しまして、説明をさせていただきます。

す。

早期退職者１名分の給与についての減額補正でございます。

以上、説明とさせていただきます。

(消防長 家本 宏君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 教育次長、曲里君。

(教育次長 曲里充司君 登壇)

○教育次長（曲里充司君） 私のほうから、まず８ページの６目学童保育所の工事費になります。

野上学童保育所環境整備工事費１１０万２,０００円です。内訳としましては、野上学童保育所、野上小学校の体育館の２階にあります学童ルーム前の踊り場、南側の玄関の上、それから北側の体育館のアリーナ側、それが階段を上り終えた後の西側に、乗り出し防止用の木製の柵を設置して安全対策の強化を行いたいものです。

もう１点が、年々学童の利用児童数が多くなってきていることもあって、荷物を置く場所も手狭になってきております。今後、長期休業中は今以上に多くの児童が使うことが想定されますので、今回その物置場、ロッカーの増設を行うということで、合わせて１１０万２,０００円の予算計上をさせていただいております。

続きまして、１５ページの９款１項２目の事務局費の人件費になります。こちら給料がマイナスの２２４万６,０００円ということで、事務局員の職員７名が６名、１名の減となっております。この１名の減、事務担当、業務担当を見直して、皆さんに少しずつ持ってもらおうということで、現在、対応はいたしておるところです。

続きまして、１６ページの９款５項１目の保健体育総務費の、こちら給料の２１８万２,０００円の減額の補正です。こちらにつきましては、職員２名のまま変わりはございませんが、担当する職員が変更に伴う人件費の減となっております。

以上です。

(教育次長 曲里充司君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） ほかに質疑ありませんか。

５番、七良裕光君。

(５番 七良裕光君 登壇)

○５番（七良裕光君） 説明書の１１ページ、５款４項１目山村振興総務費の１節報酬４２２万５,０００円、パートタイム会計年度任用職員と書いてるんですが、これ

は何名分ですか。それから、2節の給料113万9,000円の減額ですが、現在の職員数は何名ですか。それから、4節の共済費、パートタイム会計年度職員が増えておりますが、保険料とそれから給料の減額の保険料との差額についてお尋ねします。それから、8節旅費24万円増額しております。この24万円の出張旅費の出張の目的をお尋ねしたいと思います。それから、13節使用料及び賃借料、自動車借上料27万円計上されております。どういう事業のために使用するのか、お尋ねしたいと思います。

以上、よろしくお願いします。

(5番 七良裕光君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) まちづくり課長、湯上君。

(まちづくり課長 湯上増巳君 登壇)

○まちづくり課長(湯上増巳君) それでは、私からは七良裕議員の質疑の予算に関する説明書の11ページ、5款4項1目山村振興総務費の、まずは1節の報酬についてでございます。

この報酬についてのパートタイム会計年度任用職員ですけれども、7月から9月までの3か月分で1名、7月から3月年度末までの9か月までで2名分の報酬となっております。

次に2節の給料ですけれども、当初5名で現在も5名の予算で、これは人事異動に、人が変わったことに対する減額となっております。共済費につきましても、これも人が変わったことに対する減額となっております。

8節の旅費ですけれども、これにつきましては、まず通勤手当分で、会計年度任用職員の通勤手当分で10万2,000円です。それと普通旅費といたしまして、東京への旅費、田舎暮らしセミナーを3回予定しております。これが運賃3万1,000円と宿泊費1万5,000円、4万6,000円の3回で、13万8,000円となっております。

続きまして、13節の賃借料ですけれども、これ自動車の借上料で、これは移住定住のほうの関係の職務のほうの関係で借りる予定になっております。現場を確認して行ったりであったりとか、移住者の案内等々に使用させていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

(まちづくり課長 湯上増巳君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) 5番、七良裕光君。

○5番（七良裕光君） 自動車借上げですが、移住定住事業遂行のための車だということですが、現在、まちづくり課で使用している車両では駄目なんですか。NPO法人が使用する車両であれば、別の車両として必要かと思うんですが、役場職員がこの移住定住の業務をするという話を、前回の一般質問で聞かせてもうてますが、そういうのであれば、今現在、まちづくり課で使用している車両を使うことができないのかどうかということをお尋ねします。

それと、この車両の保険料は幾ら見ているんですか。それは共済費の中に入っているのかどうかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） まちづくり課長、湯上君。

○まちづくり課長（湯上増巳君） 車のリース料でございますけれども、これはもともとNPO法人のほうでリースしていた車を、そのままうちが引き継いで借りるということになってます。もともと使われていたのが、そこでの職員が使っていたNPOの職員が使っていた車になります。それを今うちが会計年度任用職員を雇用して、その車を引き継いで使わせていただくというふうに計上させていただいております。

保険ですけども、その保険料につきましてはリース料の中に含まれております。共済費については保険は関係ございません。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 5番、七良裕光君。

○5番（七良裕光君） 自動車借上料の中に保険料も含まれているという答弁でございましたが、自動車借上料が何ぼで、保険料が何ぼという、その内訳をお願いしたいのと、リース料はこの自動車の借上料だけであるのか、パソコンのリース代等は含まれてないんですか。再度、お願いします。

○議長（伊都堅仁君） まちづくり課長、湯上君。

○まちづくり課長（湯上増巳君） この使用料につきましては、車の借上げだけとなっております。2万9,997円の9か月分で、26万9,973円で27万円を計上させていただいております。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 休憩します。

休 憩

（午前10時17分）

再 開

○議長（伊都堅仁君） 再開します。

（午前１０時１７分）

○議長（伊都堅仁君） まちづくり課長、湯上君。

○まちづくり課長（湯上増巳君） すみません。答弁漏れでございます。

保険料につきましては、この自動車借上げの中に全て入っておりますので、御理解
いただきたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 休憩します。

休 憩

（午前１０時１８分）

再 開

○議長（伊都堅仁君） 再開します。

（午前１０時１８分）

○議長（伊都堅仁君） まちづくり課長、湯上君。

○まちづくり課長（湯上増巳君） すみません。申し訳ございません。パソコンの
リース料は含まれてございません。車のリース料だけでございます。それと、保険料に
つきましては、役場でまとめて入っている町村会の保険に加入するため、これに含まれ
てありません。すみません、訂正します。

○議長（伊都堅仁君） 休憩します。

休 憩

（午前１０時１９分）

再 開

○議長（伊都堅仁君） 再開します。

（午前１０時２０分）

○議長（伊都堅仁君） ほかに質疑ありませんか。

１１番、美濃良和君。

（１１番 美濃良和君 登壇）

○ 1 1 番（美濃良和君）

それでは、少しお聞きしたいと思います。

先ほど田代議員のほうで質問されておった総務の人件費の問題ですね、4名減。それから消防の1名、そして教育委員会でも1名でしたか、減があったというふうに説明があったわけでございますけれども、要するに来てくれなかったというふうなところが多いかというふうに思いますけれども、業務に支障が出てこないのか、そのことについて今後どうされるんか、お聞きしたいと思います。

それから、これ予算に関する説明書の8ページ、先ほどこれも説明ございましたけれども、3款2項の6目の学童保育で110万2,000円で、野上の学童保育の手すりとか、それから乗り出しを防止する施設とか、それからかばん置きロッカーというふうなことで御説明あったわけでございますけれども、これで全部充足というふうな、要望等のことから考えて充足されたわけですか。お聞きしたいと思います。

その下の3款2項の6目子育て世帯生活支援特別給付事業費で、18節で子育て世帯生活支援特別給付金の500万円ですけれども、御説明を願いたいと思います。

それから12ページなんですが、そのこのところで商工費でございます。6款商工費の1項商工費で、1つは1目の商工振興費でプレミアム商品券ですね。これも当初あって、さらにまた300万円ということでございますけれども、この辺の状況について、お聞きしたいと思います。

それから、その下の創業支援事業補助金ですけれども、280万円、これについてもお願いしたいと思います。

それから、その下に2目の観光費ですが、ここで先ほど田代議員のほうからもございましたけれども、山の家関係のキャンプ場整備工事についてあがっております。私、現場見てきたんですけれども、1,400万円で工事をしていくと。しかし、あの現場、狭いんですよね、大体。それから実際あれで擬木のガードですか、あんなもの取ったりしていくと、1,400万円といえども実質的には大きな変更ということにはならんかというふうに思いますが、その辺については、今後の計画からしてこの金額でよいのかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

以上、よろしく願いいたします。

（11番 美濃良和君 降壇）

○議長（伊都堅仁君）

総務課長、坂君。

（総務課長 坂 詳吾君 登壇）

○総務課長（坂 詳吾君） それでは、私のほうから美濃良和議員の御質疑にお答えいたします。

予算に関する説明書の５ページの２款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費の給与関係でございます。先ほども言いましたが、８９１万１,０００円の給料の減額ということで、もともと当職は１８名であった職員が１４名に減っているというのではなくて、新規採用者をもともとこの１８名という中に含まれてございました。その方々を各科目に振り替えたために、この一般職給８９１万１,０００円が減額となっているという状況でございます。体制につきましては、現時点で変わっておりませんので、いつもどおり、支障なく業務は遂行しているという状況でございますので、御理解賜りたいと思います。

以上でございます。

（総務課長 坂 詳吾君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） 消防長、家本君。

（消防長 家本 宏君 登壇）

○消防長（家本 宏君） 先ほどの人件費の減額の件で、現状職員で業務に支障がないのかというものでございます。令和３年度新規採用職員２名、今現在、消防学校において研修中でございます。また加えて会計年度任用職員１名、継続的に雇用させていただいてます。そんなような状況の中で、現職員で創意工夫しながら精いっぱい消防行政、住民の方々に支障が出ないようにという格好で頑張っていきたい、そのように考えておりますので御理解を賜りたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

（消防長 家本 宏君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） 教育次長、曲里君。

（教育次長 曲里充司君 登壇）

○教育次長（曲里充司君） 私のほうから８ページ目の、６目学童保育所の野上学童保育所の環境整備工事１１０万２,０００円です。この状態で充足しているのかという御質疑だったと思います。現状での危険箇所であったり、環境改善が必要なところについては、改善を行っているものとして認識してございます。

それから１５ページ目の、９款１項２目の事務局費の人件費についてでございます。１名減で業務に支障が出ていないのかという御質疑だったかと思います。業務に支障が

来さないように、一人一人の業務分担を見直して、現在対応を行っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

(教育次長 曲里充司君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 保健福祉課長、森谷君。

(保健福祉課長 森谷善彦君 登壇)

○保健福祉課長 (森谷善彦君) 私のほうからは予算に関する説明書の8ページ、3款民生費、2項8目子育て世帯生活支援特別給付事業費の18節500万円の内容についてお答えします。

この事業については、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得者の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から食費等による支出の増加を補うために、国の事業として子育て世帯生活支援特別給付金から支給されることとなっております。ひとり親世帯については、県のほうで給付を行うんですが、ひとり親以外の世帯については、案内も含めて町が実施いたします。この18節の500万円については、ひとり親世帯以外の方に対する給付で、1人当たり5万円の100人分を想定しているところでございます。

(保健福祉課長 森谷善彦君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 産業課長、吉見君。

(産業課長 吉見将人君 登壇)

○産業課長 (吉見将人君) それでは、私のほうからは美濃議員御質疑の12ページ、6款1項1目商工振興費のプレミアム商品券の300万円の増額補正について、説明をさせていただきます。

プレミアム商品券につきましては、当初で300万円、それから20%のプレミアム率ということで、お認めいただいていたございました。ただ、今年度に入り、変異ウイルスや人流の活性化により感染拡大が爆発的に広がりました。そのことにより、当町におきましても経済的に大きな影響を受けてございます。そんな中、コロナ禍を乗り越えて、今後も町内で営業を続けていただくために、町内活性化の、経済の活性化を図るために取り組むものでございまして、プレミアム率につきましては、20%から30%にして魅力アップを図り、それからプレミアム額も300万円から600万円に倍額増やすことによって町内の経済活性の一助となるように、今回提案させていただいてございます。

続きまして、創業支援補助金についてでございますが、これも今年、今年度当初で3件をお認めいただいております。ただ、その後、今年度入りまして、既に毛原中で飲食業、それから福井地区で伐採業、それから北野地区で理容業の3件の相談がございまして、申請の段階まで来てございます。また現在、商工会に新たな2件、開業したいよという相談がございまして、そういった場合に当町の補助金がなくなるということで、今後当町において創業をしていただくため、選んでいただくために、今回4件の追加を求めているものでございます。

続きまして、生石山のキャンプ場の整備についてなんですが、面積につきましては、議員おっしゃるとおり非常に狭い面積でございます。それで、その面積をやりくりしまして、ちょっとすみません、説明下手なんです、土管があるところがあるんですが、ほぼ今未使用の土地がございまして。キャンプ場の反対側というんですか、そういう部分を土入れて活用して、区画を増やしたり、擬木を撤去して背出しをしたりしながら、何とか面積の確保はできるような状況で、今考えてございます。そういう感じで進めてまいりたいと思っております。それで、今回の投資1,400万円について少ないんじゃないかなという御質疑でございますが、今の設計段階では、きれいに舗装と、それから区画をきれいに整備して、土を入れてペグが立つようにしてということで、美化をまず目的としてございます。それから、その1区画を広げるという2点の目的でございまして、今後また大きな要望とか、今後どんどん客が増えてくるような状況でございましたら、またいろんなことに取り組んでまいりたいと考えてございますので、御理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

(産業課長 吉見将人君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 総務課のほうでも18名が14名になったと。ほかへ回ったということでしたか、そういうふうに御説明であつたのではないかというふうに思うんですけども、それで、もともとだんだん減ってきているわけですね。そういうふうな中での、上での話であると思っておりますけれども、総務といえ、どこかが欠ければ、派遣していかなきゃならん、そういうふうな部署にもあるかというふうに思うんですけども、その辺で、もう一度お答えいただけたらというふうに思います。

それから、9ページの民生費、児童福祉費です。3款2項それから8目で、子育て世

帯生活支援特別給付金で、国からの分と、それで町はそれに加えて支援をしていくということで、ちょっと説明の中で、ひとり親以外のところに町がこの100世帯分の500万円を用意したと、そんなんに聞こえたんですけども、その辺のところ、そうすると全部で何件の家庭に支援になっていくのか、その辺のところをお聞かせいただきたいと思います。

それから、この5万円という、大変なところですから、その5万円というところもありがたい金額だと思うんですが、やはり子どもを持っている家庭としたら、当然支出する部分も多いかというふうに思いますけれども、その辺の金額、5万円ということについて増やすお考えをお聞きしときたいと思います。

それから12ページ、6款商工費の1項商工費の1目の商工振興費、プレミアム商品券で今回600万円ということで、今の大変な状況の中で支援をしていくと。景気対策ということになってくるかというふうに思うんですが、これ利用できる商店というんですか、そういうところは町内でどういうふうな、全てということになるんか、その辺のところの状況。それから商品券ですから券なんですよ。以前からは直ぐに売り切れたという話があったりするんですけども、その辺のところはどうであるのか、お聞きしときたいと思います。

その下の創業支援事業補助金ですけども、今回3件だと。あとまた2件があるということでしたが、そういう2件が今度はどういうふうになっていくわけですか。今回3件だけですよ、この280万円というのは。その辺のところ、お聞かせいただきたいと思います。

その下の観光費の生石山ですけども、いろいろと苦労されて1,400万円ということになってきているかというふうに思うんですけども、これで課長も言われたように面積も少しできればありがたいと。初めの説明でも、車が通って敷地が固くなってしまっ、ピンというんですか、テント張るピンが立ちにくいと、そういうふうな説明があったんですけども。車というのは、ぴしっとここしか走らないということにはならんというふうに思いますので、ある程度の面積考えていかなきゃならない。今、課長さんも擬木を取ってということで説明があったんですけども、もう少しその辺、前向いてとか、土地はもともと県ですよ、公園になってますから、県立の。その辺のところで、県との協力ももらいながら、山林ですね、隣のを取得するとか、そういう形で、今せっかくブームになっているときに、町としても金を落としてもらうということを考え

ていくべきかというふうに考えますが、金額からして、これで妥当であるのかという点からお聞かせいただきたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、坂君。

○総務課長（坂 詳吾君） それでは、私のほうから美濃良和議員の再質疑にお答えいたします。

人件費の関係なんです、令和2年度の末で職員数183名でありました。それで今回、異動等々ございまして辞められた方もいらっしゃいます。それで、今回の補正につきましては、181名ということで、全体では2名の減ということになってございます。ただ、その分につきましては、業務に支障がないように対応していきたいというふうには考えてございますので、御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

○保健福祉課長（森谷善彦君） 予算に関する説明書の10ページ、子育て世帯生活支援給付金の500万円の内容でございます。

この事業については、先ほど説明させていただいたとおり、低所得者の子育て世帯に対する支援という意味で、国の事業として実施しているもので、国費、県費合わせて100%補助をいただいて実施するものでございます。これに町が増額するかどうかということについては、今後の状況を踏まえて考えてはいきたいとは思いますが、現状については、国の事業を受けて早急に皆さんのほうに支給するという事で考えております。

あと、ひとり親世帯については、具体的に対象者でいうと、令和3年4月の児童扶養手当の支給を受けている方が対象となります。また、そのほかに児童扶養手当の受給はされていないんですけども、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、児童扶養手当受給者と同相当の収入となる方についても対象となっております。この部分については、先ほど説明させてもらったとおり、県のほうで給付を行いますので、この500万円の中には含まれておりません。ひとり親世帯以外については、具体的にいうと、令和3年4月分の児童手当、または特別児童扶養手当の支給を受けている方であって、令和3年度の住民税均等割が非課税である方が対象となる。またこれも新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和3年度分の住民税均等割が非課税であるもの、それからそれと同様の事情に認められる方、具体的にいうと、令和3年1月以降の任意

の1か月の収入を年換算して、非課税となる方が対象となってきます。この方々について、ひとり親世帯以外については、町のほうで給付を実施していくということで、5万円の支給の100人分を想定しております。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 産業課長、吉見君。

○産業課長（吉見将人君） それでは、美濃議員の再質疑にお答えさせていただきます。

12ページのプレミアム商品券の事業についてでございますが、商店につきましては、商工会の事業で、まずこれはございます。その中で、商工会で登録された販売所となりますので、現在103件となっております。

続きまして、昨年もそうだったのですが、完売に関しましては、決定ではございませんが、多分はがきによる抽選という形になろうかと思っております。

続きまして、創業支援につきましては、現在2件ございます。両方とも飲食になるわけですが、1つは小畑、1つは毛原のほうで現在相談が入ってきてございます。それで、今後そういったことで、県の補助金を使用したり、また町の補助金を使用したりする形になるんですが、その県の補助金を使うと、うちの町の補助金が出ないということになりますので、その辺は事業者の採択という形になってくるかと思えます。

続きまして、キャンプ場についてなんですが、今あるキャンプ場の付近の土地は町の土地になります。そのため、拡張することは可能にはなるんですが、結構地盤の改良であったり、コンクリート擁壁工をしたりすると結構なお金がかかるのと、それからその県ですね、許可、県立指定公園になりますので、その分について許可が必要になってきます。その場合、県に協力していただくことも可能かと思うんですが、ただその面積をかなり増やしていきますと、今おります山の用地から離れていくと管理が非常に厳しくなるということと、それからトイレから遠いとか、そういった問題がございます。その中で最近ストーブをそのまま放置したり、バーベキューコンロをそのまま放置したり、網を放ったりというその管理部分が非常に広面積になってくると、今あるその草原保存会のほうでは管理が非常に難しい状況になってくるので、今現在の面積が適当であると、今の現在では考えてございます。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 12ページの今お話あった観光費の生石ですけども、山の家のこのキャンプ場ですけども、今ある施設に隣にまだ民間の土地とかがあるかというふうに思うんですけども、取得とかいうふうに考えて、そういう遠い所まで行かんかってできるかというふうに思うんです。業務の内容をお聞きしてましたら、あれ記名をしてもらいたいんですね、お客さんに、住所とその入った。当然それは必要かというふうに思うんですけども。そこで、そういうごみをそのまま置いて帰る、問題のあるところに着払いで送り返すと、そういうふうなやり方も取って、対策取っているようなんですけども、そういう面で努力をされている、そしてこの間やっぱ町も指定管理料をどんどん引き上げられるような状況でもないということから、収入を得られるならば、この際にできるだけ収入を得るような方向に行くほうが得策になってくるかというふうに思いますけれども、その辺でもう一度、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 産業課長、吉見君。

○産業課長（吉見将人君） 美濃議員の再々質疑にお答えさせていただきます。

実際に指定管理料というのは200万円程度で、ずっと安いお値段でやっていたという状況でございます。その中のNPO団体の収入の1つとして、オートキャンプ場がございます。それで実際、今のところ2,000円ばかりの1サイト、区画しか取っておりませんので、その値段については、今回の改修に基づいて近隣の市町村の状況であったり、それから料金の体系、そういうのを加味した上で収入を上げていただくとというふうに考えてございます。

それから隣地の取得という話はございますが、実際キャンプ場をするに当たって、今ある土管のあるところの敷地とかというのは、それなりに面積がございますので、そこまで購入しに行って大きく広げるということまでは、ちょっと考えてございませんので、御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） ほかに質疑ありませんか。

9番、向井中洋二君。

（9番 向井中洋二君 登壇）

○9番（向井中洋二君） すみません、1点だけお願いします。

5款1項3目の農業振興費の12節委託料です。大型ICT囲いわたの管理委託料ということで、予算説明資料にも少し委託内容が入ってるんですが、もう少し詳しくよろ

しくお願いします。

(9 番 向井中洋二君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 産業課長、吉見君。

(産業課長 吉見將人君 登壇)

○産業課長 (吉見將人君) 大型の I C T 囲いわなについて、向井中議員の御質疑にお答えさせていただきます。

今回提案させていただいてございます大型の囲いわなでございますが、捕獲対象は鹿としてございます。このわなは和歌山県が所有する囲いわなでございます。町内の農家の方々が鹿による被害で困っているという声が多いこと、昨年度の産業建設委員の議員さんの皆様から御提言もいただきまして、今回提案をさせていただいてるところでございます。今回、その委託の内容についてでございますが、ほとんどわなの設置費であったり、それから毎日の見回り、それから餌代の管理となつてございまして、それにつきましては、わなを設置することのできる猟友会の御協力の下、これが実行できるということになります。

続きまして、場所についてなんですが、これも猟友会の意見をお聞きしたところ、国吉の中地区なんですが、国道沿いから川向かいのところの民家の畑があるんですが、その辺につければ鹿の捕獲が可能ではないかという御意見いただきまして、今回のところはそちらで設置させていただきたいと考えてございます。今後、今回の設置によって、今後捕獲がそれなりの数が獲れるのであれば、場所をどんどん増やしていく等考えてまいりたいし、それが物すごく有用であるのであれば、町のほうでもそういう設備自体も購入ということも考えてまいりたいと考えてございますので、御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

(産業課長 吉見將人君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 9 番、向井中洋二君。

○9 番 (向井中洋二君) 和歌山県のほうからお借りをするという囲いわなになるという御答弁でありましたが、何か月間借りてその場所に設置をし、また鹿、捕獲すれば、これ処分をしていかなければならないと思うので、その辺の費用はどういうことになっているのか、お伺いをします。

○議長 (伊都堅仁君) 産業課長、吉見君。

○産業課長（吉見将人君） 向井中議員の再質疑にお答えさせていただきます。

現在、予定してますのは100日程度、設置を予定してございます。それから、先ほどちょっと申し忘れたのですが、人件費のほかに捕獲した鹿の処分費として、大体14万円程度見てございます。それで、その捕獲した猟友会の方の御協力の下、それを処理していただくということを考えてございますので、御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 9番、向井中洋二君。

○9番（向井中洋二君） 以前から産業建設常任委員会でも、この囲いわなについては検証を進めてきて、このICTを使った囲いわなということであるならば、遠隔で個体を捕獲するときに、スマートフォンなどを使って捕獲をするやり方というのをよく聞きました。そういうふうなやり方をするのかどうか、最後にお聞かせ願いたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 産業課長、吉見君。

○産業課長（吉見将人君） 向井中議員の再々質疑にお答えさせていただきます。

今回のICTわなというのは、平成28年、29年のときには遠隔による入り口の閉鎖という形のもんでございましたが、今回は囲いわなの中に入った頭数によって自動的にわなが遮断されるというシステムでございますので、前回のような非常に24時間ずっと見てやなあかんというものではございませんので、御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） ほかに質疑ありませんか。

1番、桐山尚己君。

（1番 桐山尚己君 登壇）

○1番（桐山尚己君） 1点、質疑をいたします。

補正予算、説明資料のほうの10ページ、5款4項1目1節報酬ですけれども、集落支援員ということで3名の計上がございます。422万4,381円ですね。3名のうち1名が3か月、2名が9か月ということでありましてけれども、それぞれの方の業務内容、あと1名のみ3か月ということの理由を御答弁願います。

以上です。

（1番 桐山尚己君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） まちづくり課長、湯上君。

○まちづくり課長（湯上増巳君） それでは、私からただいまの桐山議員の御質疑
にお答えをいたします。

この支援の業務内容ですけれども、移住の相談であったりとか、現地の案内、空き家の案内、それとか短期滞在施設の管理等々、移住に関する全てのことが含まれております。あと、セミナーへの参加、そういった形のものになります。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 1 番、桐山尚己君。

○議長（伊都堅仁君） まちづくり課長、湯上君。

○まちづくり課長（湯上増巳君） ただいまの御質問ですけれども、自己都合でござ
います。

○議長（伊都堅仁君） 1番、桐山尚己君。

○1番（桐山尚己君） 自己都合ということでございますが、この方が退職されて、それまで3名という体制でやってこられたのが1名減ということで、支障は出てこないのかどうか。くるのであれば、それに対してどういうふうに対応されるおつもりなのか、この辺りについてお答えください。

○議長（伊都堅仁君） まちづくり課長、湯上君。

○まちづくり課長（湯上増巳君） 2名ということですがけれども、町の職員もござ
いますし、その辺はお互い業務に携わりながら2人で十分かと考えておりますので、御
理解いただきたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから議案第64号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで討論を終わります。

これから議案第64号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号は、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

休 憩

（午前11時01分）

再 開

○議長（伊都堅仁君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前11時13分）

◎日程第22 議案第65号 令和3年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（伊都堅仁君） 日程第22、議案第65号、令和3年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第1号）について議題とします。

これから質疑を行います。

6番、田代哲郎君。

（6番 田代哲郎君 登壇）

○6番（田代哲郎君） 国民健康保険診療所特別会計補正予算について質疑をいたします。ちょっと専門的なこと、聞かせてください。

予算説明の20ページです。歳出で、1款総務費、2項研究研修費というのが計上されています。1目も研究研修費で、7節報償費に10万円の計上です。説明資料のほうでは、講師謝礼5万円掛け2回ということになってます。たしか説明のときは、看護師の研修というふうに、聞き間違いか知らないんですけど、聞いたように思ったんですけど、この研修費についての内容の説明をお願いします。

それから、17節に備品購入費168万3,000円の計上です。これも説明資料によりますと、ポケットエコー25万6,630円掛け3台、76万9,890円、それから膀胱内尿量測定ファントム44万円、それから肺ファントム47万3,000円となっています。これらの医療器代の具体的な用途等について、どのような使い方をするのか、説明をお願いします。

以上です。

(6番 田代哲郎君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) 住民課長、東浦君。

(住民課長 東浦功三君 登壇)

○住民課長(東浦功三君) 田代議員の御質疑にお答えいたします。

報償費、講師謝礼のその研修の内容なんですが、この研究事業では訪問看護に当たっていらっしゃる、訪問看護ステーション天美、それから、のかみ訪問看護ステーションの看護師の方もこの研究に参加していただくことになっております。うちの診療所の看護師も含めてですが、ポケットエコーの使い方について、それを専門家といいますか、大学教授のほうからセミナーを受けるということになっております。それを2回やることになっており計画をしておりますので、その報償費として講師謝礼を5万円掛ける2回と計上させていただいております。

それから、ファントムの使い方なんですが、今申し上げましたセミナー、研修をこちらでやることになっておりますので、そのときに生身の人間をするわけにはいかないので、その練習用といいますか、研修用のファントムを2基用意します。それが膀胱内の尿量測定用のファントム、それから肺を調べるためのファントム、この2基を購入させていただくことになっています。

以上でございます。

(住民課長 東浦功三君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) 6番、田代哲郎君。

○6 番（田代哲郎君） 研修では、のかみ訪問看護ステーションのメンバーも一緒に参加すると。いろいろ町内にそんなに訪問看護ステーションは、のかみ以外にはないと思いますけど、そういうことで、いわゆる訪問看護ステーションのスタッフも参加するというので、それからポケットエコーとか膀胱内尿量測定ファントムとかって、よく分からないんですけど、そういうのの使い方を研修するというので、そういうことでよろしいでしょうか。

○議長（伊都堅仁君） 住民課長、東浦君。

○住民課長（東浦功三君） はい、そのとおりでございます。

○議長（伊都堅仁君） ほかに質疑ありませんか。

11 番、美濃良和君。

（11 番 美濃良和君 登壇）

○11 番（美濃良和君） 1 点だけ、お聞きしたいと思います。

説明書の20 ページ、歳出で総務費、研究研修費の12 節で、委託料のテープ起こし委託料がございますけれども、これは何のテープ起こしをしていこうというのか、お聞かせいただきたいと思います。

（11 番 美濃良和君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） 住民課長、東浦君。

（住民課長 東浦功三君 登壇）

○住民課長（東浦功三君） テープ起こし委託料の使い道なんですけど、研修を受けた後、実際にポケットエコーを使って訪問看護へ行く前の看護師さんの状況、考え方であるとか、どんなことが不安であるとか、どんなことが負担になっているかというのを、まず医師の多田医師のほうからインタビューをします。そして、その訪問看護でエコーを使って訪問看護をして研究が終わる前に、また同じようにどうであったか、ポケットエコーを使って訪問看護へ行った際に、ポケットエコー使う前とどのような心境の変化があったか。それとか、どのような負担が軽減されたかとか、どのような的確な判断ができたか、そういうことを医師のほうからさらに2 回目インタビューをいたします。それを文字に起こして、それをまた医師がまとめて、この研究の成果の論文の一部として、それを反映させるためにテープ起こしをする作業が必要である。そういうことからテープ起こしを委託して、文字起こしをしていただく、そういうための費用でございます。

以上でございます。

(住民課長 東浦功三君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 11番、美濃良和君。

○11番 (美濃良和君) 研究研修というふうな項目で事を進めているので、それもありかというふうに思いますけれども、要するに対象になられている看護師さん等、それが負担になってこないかどうか。そのテープを聞く、またテープで残ると、そのようなことについて、その辺のところの配慮はどうなっているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長 (伊都堅仁君) 住民課長、東浦君。

○住民課長 (東浦功三君) そのことにつきましては、もう既にそういうインタビューをするよという、心境の変化、それを研究の成果の1つにすることを前提に訪問看護ステーションさんの協力を得ております。その後の、テープが流出するようなことは、まずございません。論文の中にも逐一実名を挙げて書くようなことは全くございませんので、心配ないと思っています。

以上です。

○議長 (伊都堅仁君) ほかに質疑ありませんか。

1番、桐山尚己君。

(1番 桐山尚己君 登壇)

○1番 (桐山尚己君) ただいまの御答弁からすると、医師の論文用ということでテープ起こしをするということでありましたが、実際にこのポケットエコーを使う訪問看護師の方の立場に立ってみた場合、そういった論文に掲載される内容等については、ぜひフィードバックしてほしいんじゃないかというふうに思われると思うんです。今後の御自身の訪問看護の業務をより円滑に進めていくためには。そういう点において、この研究成果、論文内容の訪問看護師との共有ということは、されるおつもりがあるのかどうか、この点について御答弁願います。

(1番 桐山尚己君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 住民課長、東浦君。

(住民課長 東浦功三君 登壇)

○住民課長 (東浦功三君) 論文の内容ですが、これ日本老年学会か、ごめんなさい、ちょっと度忘れしましたが、そこに投稿予定になってます。ですので、皆さんが見

られるのはもちろんのことですが、実際、訪問看護に当たっていただいております方々との共有はもちろんされる予定です。その成果をもって、地域での地域医療、これを質の高いものにするというのが目的でございますので、もちろんフィードバックして実際の、実際のといいますか、以後の訪問看護にも役立てていただくことを期待しております。

以上です。

(住民課長 東浦功三君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから議案第 6 5 号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで討論を終わります。

これから議案第 6 5 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 6 5 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 2 3 議案第 6 6 号 令和 3 年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について

○議長（伊都堅仁君） 日程第 2 3、議案第 6 6 号、令和 3 年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから議案第 6 6 号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで討論を終わります。

これから議案第 66 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 66 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 24 議案第 67 号 令和 3 年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について

○議長（伊都堅仁君） 日程第 24、議案第 67 号、令和 3 年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから議案第 67 号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで討論を終わります。

これから議案第 67 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 67 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 25 議案第 68 号 令和 3 年度紀美野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について

○議長（伊都堅仁君） 日程第 25、議案第 68 号、令和 3 年度紀美野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　　これで質疑を終わります。

これから議案第６８号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　　これで討論を終わります。

これから議案第６８号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　　異議なしと認めます。

したがって、議案第６８号は原案のとおり可決されました。

◎日程第２６　議案第６９号　令和３年度紀美野町東部簡易水道事業特別会計補正予算
（第１号）について

○議長（伊都堅仁君）　　日程第２６、議案第６９号、令和３年度紀美野町東部簡易
水道事業特別会計補正予算（第１号）について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　　これで質疑を終わります。

これから議案第６９号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　　これで討論を終わります。

これから議案第６９号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

◎日程第27 議案第70号 令和3年度紀美野町西部簡易水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（伊都堅仁君） 日程第27、議案第70号、令和3年度紀美野町西部簡易水道事業会計補正予算（第1号）について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから議案第70号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで討論を終わります。

これから議案第70号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

◎日程第28 発委第2号 紀美野町議会会議規則の一部を改正する規則について

○議長（伊都堅仁君） 日程第28、発委第2号、紀美野町議会会議規則の一部を改正する規則について議題とします。

提出者、議会運営委員長、向井中洋二君、説明を求めます。

（議会運営委員長 向井中洋二君 登壇）

○議会運営委員会委員長（向井中洋二君） それでは、委員会提出議案、発委第2号の1ページを御覧ください。

発委第2号

令和3年6月22日

紀美野町議会議長 伊都堅仁様

提出者 議会運営委員会委員長 向井中洋二

紀美野町議会会議規則の一部を改正する規則について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第3項の規定により提出します。

提出理由を申し上げます。

議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など議員として活動するに当たっての諸要因に配慮するため、育児、介護など議会への欠席事由を整備するとともに、出産については、母性保護の観点から出産にかかる産前・産後の欠席期間を規定し、また、請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続について、請願者に一律に求めている押印の義務づけを見直し、署名または記名押印に改めるものであります。

2ページを御覧ください。

紀美野町議会会議規則の一部を改正する規則

紀美野町議会会議規則の一部を次のように改正する。

なお、改正部分は、次の表中下線の部分であります。3ページに附則として、この規則は、公布の日から施行する。

以上であります。

全員の御賛同を賜りますようお願いいたします。

(議会運営委員長 向井中洋二君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから発委第2号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君） これで討論を終わります。

これから発委第2号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、発委第2号は原案のとおり可決されました。

◎日程第29 発委第3号 新型コロナウイルス感染対策として医療・介護従事者への
支援等を求める意見書案について

○議長（伊都堅仁君） 日程第29、発委第3号、新型コロナウイルス感染症対策
として医療・介護従事者への支援等を求める意見書案について議題とします。

提出者、総務文教常任委員長、美野勝男君、説明を求めます。

（総務文教常任委員長 美野勝男君 登壇）

○総務文教常任委員長（美野勝男君） それでは、委員会提出議案、発委第3号の
1ページを御覧ください。

発委第3号

令和3年6月22日

紀美野町議会議長 伊都堅仁様

提出者 総務文教常任委員会委員長 美野勝男

新型コロナウイルス感染症対策として医療・介護従事者への支援等を求める意見書案
上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第3項の規定により提出します。

提出理由を申し上げます。

長期間にわたる新型コロナウイルス感染症との闘いが続く中、特に医療・介護の現場
は今まで経験したことのない危機に直面していることから、第一線で住民のいのち、福
祉を支える医療・介護従事者への支援を求めるものであります。

それでは、2ページの意見書本文を読み上げます。

新型コロナウイルス感染症対策として医療・介護従事者への支援等を求める意見書

新型コロナウイルス感染症は、経済活動や住民生活に深刻な影響をおよぼすとともに
「医療崩壊」が懸念され、住民のいのちと健康が脅かされる事態が広がっている。

医療機関や介護事業所に従事する職員は誇りを持って働いているが、経営悪化のため
年末一時金が削減された職員もいる。住民のいのち、福祉を支える医療・介護職員への
支援が急がれる。

医療や介護の現場は日常的に人手不足が深刻であるが、新型コロナウイルス感染症へ
の対応のために、人手不足に拍車がかかっている。感染症や自然災害などに備えて、普
段からゆとりのある医療や介護サービス提供体制が求められる。

以上のことから、地域住民の医療・福祉を守るために下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

一、医療機関や介護事業所の損失補填を行い、従事する職員の賃金・一時金を確保すること。

一、医師、看護師をはじめ医療従事者、介護従事者を増やし安全安心の医療・介護体制をつくること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

和歌山県海草郡紀美野町議会

提出先として、内閣総理大臣・財務大臣・厚生労働大臣・和歌山県知事あて。

以上であります。

全員の御賛同を賜りますようお願いいたします。

(総務文教常任委員長 美野勝男君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから発委第3号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君） これで討論を終わります。

これから発委第3号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、発委第3号は原案のとおり可決されました。

◎日程第30 閉会中の継続審査の申し出について

○議長（伊都堅仁君） 日程第30、閉会中の継続審査の申し出について議題とします。

総務文教常任委員会、産業建設常任委員会、議会運営委員会、議会活性化特別委員会及び広報編集特別委員会の委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。したがって、会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

閉 会

○議長（伊都堅仁君） これで本日の会議を閉じます。

令和3年第2回紀美野町議会定例会を閉会します。

（午前11時41分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和3年6月22日

議 長 伊 都 堅 仁

議 員 上 柏 皖 亮

議 員 七良浴 光